

日本技能教習所有限会社

長野労働局長登録教習機関 登録番号第79号

登録有効期間満了日 2029年3月30日

玉掛け技能講習実施要項

1 趣 旨 労働安全衛生法第61条第1項・同法施行令第20条16号に規定されている玉掛けの技能講習で、本講習を修了した者には修了証を交付し、玉掛け業務に従事する資格を付与する。

2 法令による資格区分

玉掛け作業は、使用するクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重（質量）または、揚貨装置の制限荷重（質量）に応じて、法令により次の表のように定められている。

つり上げ荷重又は制限荷重	1トン未満	1トン以上
クレーン 移動式クレーン デリック 揚貨装置	1 玉掛け技能講習 を修了した者 2 玉掛け特別教育 を修了した者	玉掛け技能講習を修了した者

以上のように、玉掛け作業は、玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重によって、また、揚貨装置は制限荷重によって、玉掛けに就くことができる者の資格を定めている。

3 講習実施者 日本技能教習所有限会社
共 催 長野県商工会連合会北信支所

4 講習開催日 令和8年 1月21日（水）～1月23日（金）3日間
初日 受付 AM8時から 集まり次第開校

5 講習 場所 日本技能教習所有限会社
長野市川中島町御厨2238-1（長野南運動公園隣）

6 講 習 科 目

学科 講習

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 クレーン等に関する知識 | 1 時間 |
| 2 クレーン等の玉掛けに必用な力学に関する知識 | 3 時間 |
| 3 クレーン等の玉掛けの方法 | 7 時間 |
| 4 関係法令 | 1 時間 |

実技 講習

- | | |
|-------------|------|
| 1 玉掛けに必要な合図 | 1 時間 |
| 2 クレーン等の玉掛け | 6 時間 |

計 3 日間 1 9 時間

7 受講料・受講資格等

区 分	第 1 コース	第 2 コース	第 3 コース
受講資格	科目免除の無い者	(玉掛け補助作業の業務等に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者に対する特例) つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン・移動式クレーン・デリック又は、制限荷重が 1 トン以上の楊貨装置の玉掛けの業務に 6 ヶ月以上就いた経験のある者	1 クレーン運転士免許・移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許・楊貨装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
受講 日 数	3 日	2 日	2 日
講習 時 間	1 9 時間	1 6 時間	1 5 時間
受 講 料	2 3, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
教 本 代	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

第 2 コースの方は受講申込書の下段の証明欄に記入して証明してください。

第 3 コースの 資格をお持ちの方は免許・修了証の写しを添付してください。

- 8 修了証の交付 全科目を受講した者に対して、修了試験を行い合格はした者に対して修了証を交付する。(即日発行)

9 受講 申込

受講申込は、所定の受講申込書により写真2枚(2.0X2.5)添えて締切日までにお申込をしてください。

なお、受講資格による受講者本人の所有する技能講習の免許等の写し、また、本人確認のため自動車免許証の写しを添付して下さい。

10 携 帯 品

学科 筆記用具

実技 ヘルメット 実技のできる服装 軍手等

11 その他

ご不明の点が有りましたら下記までご連絡ください。

連絡先 日本技能教習所有限会社

事業部 飯田市馬場町2丁目578-2 山口洋子

電話 0265-24-0428

携帯 090-1660-4855